

○大府市電気自動車等充電設備開放事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、電気自動車等の充電設備を無料で開放することにより、環境負荷の小さい次世代自動車の普及を図り、もって環境に配慮したまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電気自動車等 次号の設備を利用して充電できる電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車をいう。
- (2) 充電設備 おおぶ文化交流の杜に設置する電気自動車等の充電設備をいう。

(事業)

第3条 市長は、充電を必要とする電気自動車等に対して、充電設備の開放事業を行う。ただし、必要と認めたときは、充電設備の開放を中止することができる。

(利用日及び利用時間)

第4条 充電設備の利用日及び利用時間は、別表のとおりとし、一回の利用時間は最長90分とする。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りでない。

(利用の承認)

第5条 充電設備を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ市役所環境課窓口にて、電気自動車等充電設備利用登録申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 自動車運転免許証の写し
- (2) 自動車検査証又はリース契約書の写し

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、電気自動車等充電設備利用承認書（第2号様式）を申請者に交付する。

(利用者の遵守事項)

第6条 前条の規定により承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用後は速やかに車両を移動すること。
- (2) 他の車両や歩行者に十分注意し、事故防止に努めること。
- (3) 充電設備の取扱いは、職員の指示及び機器の表示に従い慎重に行うこと。
- (4) 承認を受けた車両以外の車両に充電しないこと。
- (5) その他市長が指示する事項

(承認の取消し)

第7条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、承認を取り消し、利用の中止又は停止を命ずることができる。

- (1) この要領の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により承認を受けたとき。

(損害賠償)

第8条 利用者は、利用に際し、故意又は過失により充電設備に損傷を与えた場合は、その復旧に要する費用を負担しなければならない。

(免責事項)

第9条 充電設備の利用によって生じた損害については、市長はその責を負わない。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成24年7月1日から施行する。

(この要領の失効)

2 この要領は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年7月1日から施行する。

別表 (第4条関係)

施設名	利用日	利用時間
おおぶ文化交流の杜	毎日 (年末年始の休日、施設の保守点検の実施日等を除く。)	午前9時から午後8時まで

備考 年末年始の休日とは、12月29日から翌年の1月3日までの日をいう。